

平成二十一年三月二十五日
仏教福祉 第十二号 抜刷

国立ハンセン病療養所

邑久光明園を訪ねて

浄土宗総合研究所嘱託研究員 吉水岳彦

邑久光明園を訪ねて

浄土宗総合研究所嘱託研究員 吉水 岳彦

一、はじめに

平成二〇年二月、浄土宗総合研究所仏教福祉研究班は、国立ハンセン病療養所邑久光明園を訪問させていただきハンセン病についての研修を行った。日本にあるハンセン病療養所は国立が二三箇所、私立が二箇所あり、二九六六名の元患者(回復者)の方々が入所している。⁽¹⁾ 邑久光明園もそのうちの一つで、二二三名の方が生活している。研修では、当時園長を務めておられた牧野正直先生の講義に加え、ハンセン病の元患者の方々からさまざまなお話を拝聴する貴重な機会をいただいた。また、

この時にお話をしてくださった元患者のAさんとBさんには手紙の往復を通じて、いままざまなことを学ばせていただいている。

本稿では、邑久光明園での研修や元患者の方とのふれあいの中で学ばせていただいたことを報告するとともに、今後浄土宗僧侶としてこのハンセン病の問題にどのような向き合うべきかを、一浄土宗僧侶の立場から考えていきたい。

二、ハンセン病について

ハンセン病の症状は、末梢神経にらい菌が侵入するこ

とで起こる知覚麻痺、運動麻痺や、らい菌が皮膚で増殖することにより起こる発疹(紅色や白色の斑)や結節(こぶ)ができることである。筆者がお話をうかがった元患者Aさんは、小学校低学年の時に右脇腹に小さく白い斑点ができたことでハンセン病であることが発覚したとお話してくださいました。筆者はAさんのお話をうかがって、子どもの時に脇腹にできた小さく白い斑点が、一生を左右するほどの恐ろしい力をもったことと、その理由が、病気に対する人間の偏見にあることに、驚きと憤りを覚えた。そして、そのような中に生きてこられ、いまなお、心を痛めておられる現実の話をうかがい、何ともいえない胸の痛みを感じた。

すでに周知のことであるが、ハンセン病は命を脅かすような病気でもなければ、遺伝によつて起こる病でもない。きわめて感染力の弱いらい菌による感染症であつて、たとえ感染することがあつても医療行為によつて完治する病である。発展途上国ではまだ拡がりをみせているものの、日本においては一九七〇年の時点で公衆衛生上終

息している。⁽³⁾ また、ハンセン病患者を社会から排除し、その人たちに対する偏見や差別を生んだ「らい予防法」は、一九九六年四月一日に廃止された。しかし、現在も病気に對する誤解や偏見は根強く残っている。

また、元患者の方は幼いときから高齢にいたるまで、長い間療養所で生活してきており、いきなり療養所の外で生活してもよいと勧められても、実際にはさまざまな困難を乗り越えなくてはならない。そのため、元患者は強制隔離政策がなくなつても、住み慣れた療養所での生活を余儀なくされている。なかには親族と連絡を取る方もあるが、この病気に對する偏見により、元患者の多くが、病気に對する偏見が元で家族や親族に迷惑がかかつてしまうことを恐れ、「らい予防法」廃止後のいままも実家や親族と連絡をとれないでいる。さらに、こうした偏見は元患者の死後にも及ぶ。元患者の死後、実家のお墓への納骨を拒否されるケースもあり、多くの入所者が国立ハンセン病療養所内の納骨堂に安置される。

研修で訪れた邑久光明園にも大きな納骨堂があり、研

究員全員で追善のお念仏をさせていただいた。直接大きな納骨堂を前にしたとき、あらためて入所者の方々の社会復帰をさまたげている大きな要因として、目には見えない偏見があることを実感した。

社会と長期にわたり隔絶されてきた上、もつとも親しい家族や親族と断絶せざるを得なかった元患者の方の想いははかりしれない。邑久光明園の入所者で詩人の東方重治氏の川柳句集『春夏秋冬』のなかに次のような句がある。

忘却の鐘の音色へ捨てた過去

吊橋を渡る親父は振り向かぬ

入所して何十年もの時間を過ごし、あらためて思うことや思い出すことを句にこめられたことがうかがえる。

ハンセン病患者の強制隔離の歴史は、元患者にとつては唯一無二の人生そのものであり、大切な人々との別れを強いられ、病氣と厳しい管理により悩まされた現実の問題である。そしてそれは、つらく悲しい別れの決断を迫られ、別れてもなお病氣への誤解と偏見によつて苦し

まねばならなかった元患者の家族や親族にとつても同様である。ハンセン病という病氣は、ただ患者の身体をむしばむだけでなく、社会からの誤解と偏見によつて、患者が人間として当然享受できるはずであったさまざまな権利を奪い、その周囲の人達の人生をも狂わせてしまう、まさに「社会の生んだ病」といえるだろう。

三、元患者の方とのふれあいを通して

恥ずかしながら、ハンセン病とその歴史についての知識をあまり持ち合わせていない筆者にとつて、邑久光明園へ研修に行き、その後元患者の方との文通や散策などの交流に学ぶものは多かった。特に考えさせられたのが、「らい予防法」施行以後におけるハンセン病患者と仏教者との関係である。

国立ハンセン病療養所入所者の八割以上が何らかの宗教、または所内の宗教団体と関わりを持っている。そのうち、約半数が仏教系の団体である。さらにその七割近くが浄土真宗系で、その他、真言宗系、日蓮宗系が続く。

療養所内において活発な活動を行っている仏教教団はこの三宗派である。⁽⁴⁾見学した邑久光明園にも浄土真宗、真言宗、日蓮宗の寺院の他、新宗教の教会などが立ち並んでいた。仏教者によるハンセン病患者の保護や支援は、歴史的にも古くから行われているが、⁽⁵⁾療養所内のこうした寺院や教会の設立は、近代における教団としてのハンセン病問題に対する関心の高さを反映したものと考えられる。

研究班での研修とは別に邑久光明園にうかがったときには、浄土真宗のご門主が「おかみそり」を療養所内で行った直後のことで、元患者のBさんも法名をいただいたとおっしゃっていた。こうした浄土真宗の教化活動は古くから続くもので、多くの元患者の方が法名をいただいているとのことだった。AさんとBさんのお二人から聞くところによると、そもそも入所者は全員、どんなに幼くとも療養所に入所した年月日と自分の信仰や宗派を言えるように教えられたとのことであった。⁽⁶⁾そして、仏教徒の場合、療養所内で教化活動を盛んに行った三宗

派の信者が中心となったようである。療養所に深い関わりを持っていた三宗派以外の檀信徒が入所する場合、たとえば浄土宗の檀信徒であれば三宗派の内、教義的に近い浄土真宗のお寺に行くように勧められるなど、自然に三宗派のうちに統合されていったそうである。

訪問や手紙など、元患者の方とのふれあいを通じて筆者が学んだものの一つは、信仰を持って生きることにいてである。いかなる宗派にせよ、現在も療養所内では同じ宗派に属する者同士で集まり、その宗派の教えをいただき、おつとめが行われている。そのように、信仰を持って日々を過ごす元患者の方々のお話には、自然と自身の信仰に関わる内容がみられる。筆者がお会いした元患者Aさんもそうした自身の信仰をお話しされる方であった。Aさんのお部屋にはお仏壇があり、毎日おつとめは欠かさないそう。研修でお話をうかがった際、そのお仏壇の前で研究員数名と共にAさんのご両親のご回向をさせていただいた。Aさんは宗派の違う供養であったも大変喜んでくださり、一緒に手を合わせてくださった。

また、筆者は元患者のAさんとBさんと一緒に岡山の誕生寺に参詣し、お念仏とともに申す機会をいただいた。縁のあった大切な人のことや自身のことを想ってただひたすらに祈る敬虔な姿には、信仰を持って生きることの大切さを学ばせていただいた。

もう一つ筆者が元患者の方とのふれあひを通じて学んだことは、寺院における僧侶からの差別についてである。元患者のAさんは、篤信の真言宗の信者である。Aさんがそのような深い信心を起こすきっかけになったのは、「わたしが必ず治してやる」といつて幼いAさんを引き取って育ててくれた真言宗の尼僧の存在と、病氣平癒を祈り、その尼僧のもとで出家したAさんの父親の存在によるものであった。

Aさんは戦後の食糧がない時代を療養所で過ごし、治療薬の副作用などにより苦しい生活を送った。Aさんはそのようなことも「わたしは幸せなことに多くの人の助けを得て無事に過ごせた」とお話しされていた。しかし、そのAさんにして、忘れられないほど辛かった差別とい

在もあることを、元患者から直接学ばせていただいた。

昨年五月、邑久光明園と長島愛生園のある長島と本土を結ぶ「人間回復の橋」が架けられて二〇年を迎える記念式典が営まれた。しかし、橋が架けられて二〇年になっても、本当の信頼回復、差別の終結にはいたっていないということ、筆者は元患者の方が体験したお話の中から学ばせていただいた。そしてそれは、元患者の方々が生きる支えとする、信仰を涵養する立場にある僧侶など宗教者においても同様のことがいえるのである。

四、おわりに

——浄土宗僧侶としていかに関わるべきか——

昨年末、大手新聞社の記事で、墓参りに行きたいというハンセン病元患者に対し、寺院側が他の檀家の迷惑になると発言していたことが取りあげられていた。このような記事を目にする、残念なことであるが、Aさんのお話のような事例は実際もっと多くあることが予想される。そして、寺院・僧侶におけるハンセン病元患者に

うのが、育ったお寺とは別の両親のお骨を納めている某宗派寺院からの差別であった。

それは、療養所にいるため、あまりお寺にはうかがえないが維持管理料をしっかりと納めると伝えていたにもかかわらず、ある時お参りに行くと両親の骨は墓から出され、墓石も処分されていたというものである。墓石の処分等について、このお寺から一切連絡はなかったという。このときのことを、Aさんは「くやしい思いと悲しい思いで涙が止まらなかった。また、こんなことをされるなんて両親に本当に申し訳ないと思つた」と涙ながらに語られた。とても敬虔な真言宗の信仰を持っていたAさんにとって、僧侶というとても信頼できる存在から、極めて心ない仕打ちをされたことは、本当に残念でならなかったそうである。

幸い、Aさんの両親のお骨は、この話を涙ながらに聞いてくれた僧侶が快く預かって帰り、現在、その僧侶が住職をつとめる高野山内の寺院に安置されている。本当に悲しいことであるが、僧侶による元患者への差別が現対する誤つた認識がいまも続いていることに気づかせられる。それでは一体、浄土宗僧侶としてハンセン病問題に対していかに関わるべきなのであろうか。

一つには、病氣についての「無知」が「差別」を生むものであるならば、浄土宗僧侶の間でも、もっとハンセン病という病氣について知ることがまず大切なことであろう。これは、他の差別の問題についても同様のことがいえるが、無知から差別が生れることを再認識することは重要なことである。

そして、もう一つ、浄土宗僧侶であれば法然上人のあの阿波介も佛たすけ給へとおもひて南無阿彌陀佛と申す。源空も佛たすけ給へとおもひて南無阿彌陀佛とこそ申せ。更に差別なきなり。

というおおせを深く認識しておくことも肝要なことである。法然上人は、南無阿彌陀佛とお念仏申す功德は、申す人間のいかんにかかわらず、まったく同じ功德をいただけるから尊いのであると示されている。つまり、法然上人の説く念仏は、阿弥陀仏の前ではすべての衆生が

凡夫であり、仏の平等の慈悲を得ることができるといふものである。仏を拝み、念仏を称え、大切な人を想うことに、病気の有無など一切関係ないと認識することが、法然上人のみ教えをいただく浄土宗僧侶としてこの問題を考える際に重要であろう。

元患者のAさんは「こんなわたしであります、いつも大変なときに救われる私は、仏さまに守ってもらっているんだと思い、感謝しています。そんなわたしは本当に幸せ者であります」という言葉を、会ったときも手紙の文章でも繰り返し返しておられた。筆者が元患者の方々のふれあいを通じてもっとも印象に残っているのはこの言葉である。いつもいたらぬ自己を省みて、そんな自己をも守り育む他者に感謝して毎日を過ごし、その生活がさらに自己を見守る仏さまのおかげと感謝する生活を送っている元患者の方の恭敬の心、仏と共に生きる姿には、多くのことを教えられる。

ハンセン病の問題は決して過去のものではない。今後この問題について少しずつ認識を深めていくと同時に、多くのことを教えられる。

うになると、それらの団体の中から各々交替で附添夫の補助をするものである。もちろん病人の近親者、友人なども替わり合つて看護に出る仕組みになっている。

ところが、こうした宗教団体のどれにもはいらぬ者などが往々あり、補助看護は友だちなどがやるから良いとして、死亡した場合には、全く葬り手がなかつたりする。それではいけないとあつて、このようなつむじ曲がりのために、各宗が順番で当番を務めることになっている。

とあるように、療養所内で葬儀を執行する際には、どの宗教・宗派に属しているかを確認する必要があつたそうである。

(7) 平成二〇年二月一〇日の毎日新聞記事。

(8) すでに浄土宗人権同和推進委員会等ではハンセン病問題についても啓発活動を行っている。ハンセン病問題は、多くの人にこの病気自体について正しい認識をもつていただくことがまず肝要なことであると筆者も考え、専門家ではないが僧侶の立場として、この度本原稿を執筆した次第である。

(9) 「聖光房に示されける御詞」『昭法全』七四五頁。

元患者の方々のふれあいを通じてさまざまものを学ばせていただきたいと考えている。

注

(1) 牧野正直・畑野研太郎編著『ハンセン病について―医療従事者のために―』(二〇〇七年三月、第八版、国立療養所邑久光明園)。

(2) 同右。

(3) 牧野氏前掲書二二―二五頁、山本正廣氏著『社会がなした病 ハンセン病差別と仏教』(二〇〇七年五月、浄土宗)一二―一三頁。

(4) 財団法人日弁連法務研究財団ハンセン病問題に関する検証会議編『ハンセン病問題に関する検証会議 最終報告書』(2007年8月)「ハンセン病強制隔離政策に果たした各界の役割と責任(2)」四一―三頁参照。

(5) 光明皇后や叡尊・忍性によるハンセン病患者の救済事業はよく知られるところである。

(6) 元患者お二人の話によれば、北條民雄著『いのちの初夜』(1955年9月)所収「続癩院記録」にも

院内には、真言宗、真宗、日蓮、キリスト新・旧等々の宗教団体があつて、死亡者はそれらの団体によつて葬られるのである。補助看護というのは、病人が重体になり、附添夫だけでは手が廻りかねるよ